

令和8年3月18日提出（第2次追加）

令和8年2月定例県議会付議案

鳥 取 県

令和8年2月定例県議会付議案

目 次

議案第81号	職員の旅費等に関する条例及び鳥取県知事等の給与及び旅費等に 関する条例の一部を改正する条例……………	1
--------	---	---

条

例

議案第 8 1 号

職員の旅費等に関する条例及び鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例

次のとおり職員の旅費等に関する条例及び鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和 8 年 3 月 18 日 提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

職員の旅費等に関する条例及び鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例

（職員の旅費等に関する条例の一部改正）

第 1 条 職員の旅費等に関する条例（昭和45年鳥取県条例第48号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(宿泊費)</p> <p>第19条 宿泊費の額は、<u>国家公務員等の旅費に関する法律施行令(令和6年政令第306号。以下「政令」という。)</u>第9条に規定する<u>宿泊費の額のうち政令第1条第2項第3号に規定する職務の級が10級以下の者に適用される額</u>(以下「<u>宿泊費基準額</u>」)という。)とする。ただし、<u>宿泊に係る特別な事情がある場合として人事委員会規則で定める費用の額とする。</u></p> <p>(宿泊手当)</p> <p>第20条の2 宿泊手当の額は、<u>政令第11条に規定する宿泊手当の額</u>とする。</p> <p>2～4 略</p>	<p>(宿泊費)</p> <p>第19条 宿泊費の額は、<u>別表の区分欄に掲げる宿泊先の区分に応じ、それぞれ宿泊基準額の欄に定める額</u>(以下「<u>宿泊費基準額</u>」)という。) <u>のとおりとする。</u>ただし、<u>宿泊に係る特別な事情がある場合として人事委員会規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。</u></p> <p>(宿泊手当)</p> <p>第20条の2 宿泊手当の額は、<u>1夜当たり2,400円</u>とする。</p> <p>2～4 略</p>

別表（第19条関係）

区分	宿泊費基準額（1夜につき）
埼玉県、東京都、京都市	19,000円
福岡県	18,000円
千葉県	17,000円
神奈川県、新潟県	16,000円
香川県	15,000円
熊本県	14,000円
北海道、岐阜県、大阪府、広島県	13,000円
山梨県、兵庫県、宮崎県、鹿児島県	12,000円
青森県、秋田県、茨城県、富山県、 長野県、愛知県、滋賀県、奈良県、 和歌山県、高知県、佐賀県、長崎 県、大分県、沖縄県	11,000円
宮城県、山形県、栃木県、群馬県、 福井県、岡山県、徳島県、愛媛県	10,000円

	岩手県、石川県、静岡県、三重県、 島根県	9,000円
	福島県、鳥取県、山口県	8,000円

(鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例の一部改正)

第2条 鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例（平成19年鳥取県条例第38号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(その他の<u>査</u>の給与)</p> <p>第4条 略</p> <p>(給与の支給)</p> <p>第6条 専門委員、附属機関の委員その他の構成員、選挙長、選挙分会長、審査分会長、選挙立会人、審査分会立会人及び<u>知事等の</u></p> <p>うち第4条第2項の規定の適用を受ける<u>査</u>の給与の支給に関して</p>	<p>(その他の<u>知事等</u>の給与)</p> <p>第4条 略</p> <p>(給与の支給)</p> <p>第6条 専門委員、附属機関の委員その他の構成員、選挙長、選挙分会長、審査分会長、選挙立会人、審査分会立会人及び<u>その他の</u></p> <p><u>知事等</u>の給与の支給に関しては、知事が別に定める。</p>

<p>は、知事が別に定める。</p> <p>2～4 略</p> <p>(旅費)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 知事等に支給する旅費の額は、別表第2に定める<u>内国旅行（職員の旅費等に関する条例（昭和45年鳥取県条例第48号）第2条第1号に規定する内国旅行をいう。）に係る鉄道賃及び船賃並びに宿泊費の額のほか、同条例第1条に規定する職員（次項において「一般職の職員」という。）の例による額とする。</u></p> <p>3 略</p> <p>別表第2（第7条関係）</p> <p>1 鉄道賃及び船賃</p> <table border="1" data-bbox="1260 1108 1401 1966"> <tr> <td>区分</td> <td>鉄道賃</td> <td>船賃</td> </tr> <tr> <td>1 知事、副知事及</td> <td colspan="2">略</td> </tr> </table>	区分	鉄道賃	船賃	1 知事、副知事及	略		<p>2～4 略</p> <p>(旅費)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 知事等に支給する旅費の額は、別表第2に定める<u>もののほか、職員の旅費等に関する条例（昭和45年鳥取県条例第48号）第1条に規定する職員（次項において「一般職の職員」という。）の例による額とする。</u></p> <p>3 略</p> <p>別表第2（第7条関係）</p> <p>1 鉄道賃及び船賃</p> <table border="1" data-bbox="1260 228 1401 1108"> <tr> <td>区分</td> <td>鉄道賃</td> <td>船賃</td> </tr> <tr> <td>知事、副知事及</td> <td colspan="2">略</td> </tr> </table>	区分	鉄道賃	船賃	知事、副知事及	略	
区分	鉄道賃	船賃											
1 知事、副知事及	略												
区分	鉄道賃	船賃											
知事、副知事及	略												

<p>び政策統轄監</p> <p>2 知事等のうち前 項に掲げる者以外 の者</p>	<p>び政策統轄監</p> <p>その他の知事等</p>																								
<p>2 宿泊費</p>																									
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="592 1350 724 1921">区分</th> <th data-bbox="592 1120 724 1350">宿泊費基準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="724 1350 1401 1921">1 知事、副知事及び政策統轄監</td> <td data-bbox="724 1120 1401 1350"> 国家公務員等の 旅費に関する法 律施行令（令和 6 年政令第306 号）第9条に規 定する宿泊費の 額のうち同令第 1条第2項第2 号に規定する指 </td> </tr> </tbody> </table>	区分	宿泊費基準額	1 知事、副知事及び政策統轄監	国家公務員等の 旅費に関する法 律施行令（令和 6 年政令第306 号）第9条に規 定する宿泊費の 額のうち同令第 1条第2項第2 号に規定する指	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="592 490 724 1068">区分</th> <th data-bbox="592 257 724 490">宿泊費基準額 (1夜につき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="724 490 804 1068">知事、 副知事 及び政 策統轄 監</td> <td data-bbox="724 257 804 490">27,000円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="804 490 877 1068">埼玉県、東京都、京都府</td> <td data-bbox="804 257 877 490">25,000円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="877 490 951 1068">福岡県</td> <td data-bbox="877 257 951 490">24,000円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="951 490 1024 1068">千葉県</td> <td data-bbox="951 257 1024 490">22,000円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1024 490 1098 1068">神奈川県、新潟県</td> <td data-bbox="1024 257 1098 490">21,000円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1098 490 1171 1068">香川県</td> <td data-bbox="1098 257 1171 490">20,000円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1171 490 1244 1068">熊本県</td> <td data-bbox="1171 257 1244 490">18,000円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1244 490 1318 1068">北海道、岐阜県、大阪府、広島県</td> <td data-bbox="1244 257 1318 490">17,000円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1318 490 1401 1068">山梨県、兵庫県、宮崎県、鹿児島県、 青森県、秋田県、茨城県、富山県、</td> <td data-bbox="1318 257 1401 490">15,000円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	宿泊費基準額 (1夜につき)	知事、 副知事 及び政 策統轄 監	27,000円	埼玉県、東京都、京都府	25,000円	福岡県	24,000円	千葉県	22,000円	神奈川県、新潟県	21,000円	香川県	20,000円	熊本県	18,000円	北海道、岐阜県、大阪府、広島県	17,000円	山梨県、兵庫県、宮崎県、鹿児島県、 青森県、秋田県、茨城県、富山県、	15,000円
区分	宿泊費基準額																								
1 知事、副知事及び政策統轄監	国家公務員等の 旅費に関する法 律施行令（令和 6 年政令第306 号）第9条に規 定する宿泊費の 額のうち同令第 1条第2項第2 号に規定する指																								
区分	宿泊費基準額 (1夜につき)																								
知事、 副知事 及び政 策統轄 監	27,000円																								
埼玉県、東京都、京都府	25,000円																								
福岡県	24,000円																								
千葉県	22,000円																								
神奈川県、新潟県	21,000円																								
香川県	20,000円																								
熊本県	18,000円																								
北海道、岐阜県、大阪府、広島県	17,000円																								
山梨県、兵庫県、宮崎県、鹿児島県、 青森県、秋田県、茨城県、富山県、	15,000円																								

<p>定職職員等に適用される額</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="231 492 454 1075">長野県、愛知県、滋賀県、奈良県、和歌山県、高知県、佐賀県、長崎県、大分県、沖縄県</td> <td data-bbox="454 492 598 1075">14,000円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="598 492 742 1075">宮城県、山形県、栃木県、群馬県、福井県、岡山県、徳島県、愛媛県</td> <td data-bbox="742 492 821 1075">13,000円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="742 492 821 1075">岩手県、石川県、静岡県、三重県、島根県</td> <td data-bbox="821 492 901 1075">11,000円</td> </tr> </table>	長野県、愛知県、滋賀県、奈良県、和歌山県、高知県、佐賀県、長崎県、大分県、沖縄県	14,000円	宮城県、山形県、栃木県、群馬県、福井県、岡山県、徳島県、愛媛県	13,000円	岩手県、石川県、静岡県、三重県、島根県	11,000円
長野県、愛知県、滋賀県、奈良県、和歌山県、高知県、佐賀県、長崎県、大分県、沖縄県	14,000円						
宮城県、山形県、栃木県、群馬県、福井県、岡山県、徳島県、愛媛県	13,000円						
岩手県、石川県、静岡県、三重県、島根県	11,000円						
<p>2 <u>知事等のうち前項に掲げる者以外の者</u>の職員の旅費等に関する<u>条例第19条の宿泊費基準</u>額</p>	<p><u>その他の知事等</u>の職員の旅費等に関する<u>条例別表</u>に定める額</p>						

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の職員の旅費等に関する条例（以下「改正後の職員旅費条例」という。）及び第2条の規定による改正後の鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例（以下「改正後の知事等旅費条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に旅行命令又は旅行依頼（以下「旅行命令等」という。）を発する旅行について適用し、施行日前に旅行命令等を発した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日以後に当該旅行命令等を変更する旅行については、改正後の職員旅費条例及び改正後の知事等旅費条例の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。